

TOPICS 01

秋の狂犬病予防注射のお知らせ

生後91日以上飼育犬は、狂犬病予防法に基づき居住する市町村に生涯1回の登録と年1回の狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。

実施場所や日程は、登録犬の飼い主の方にお送りしたはがきにてお知らせしていますのでご確認ください。

●料金

予防注射のみの場合 1頭 3,600円
(内訳)
注射料金 3,050円 + 注射済票交付手数料 550円

- ・未登録の場合は登録料1頭3,000円が別途必要となります。(合計6,600円)
- ・動物病院で予防注射をした場合は市民課(本庁舎2階4番窓口)で注射済票交付申請をする必要があります。申請の際は注射済証と交付手数料550円が必要となります。

実施場所や日程などの詳細は、
市ホームページをご確認ください。



[問合せ] 市民課 生活環境係 ☎55-5892 (本庁舎2階4番窓口)

●持ち物/注意事項

秋の狂犬病予防注射

実施のお知らせ(郵便はがき) + 左記料金

- ・未登録犬の場合は、はがきが送付されませんのでそのままお越しください。
- ・犬を飼う際は、市への登録が必要です。必ず届け出すようお願いします。
- ・飼育犬が死亡されている場合は、電話などでお知らせください。



・おでかけしたいけど
熊が出没していないか心配

・イベント情報が知りたい

市 LINE 公式
アカウントで
市の最新情報を
配信しています！

市 LINE 公式アカウントでは、熊など野生動物の出没速報や各イベント情報などを配信しています。

また、各種証明書申請やのらっさの予約などの手続きを行うことができます。

市役所に行けない時でも、いつでも・どこでも情報の取得・手続きが可能ですので、ぜひ友だち追加して、ご利用ください！

友だち追加方法

- 1 LINEアプリを開く
- 2 画面左下の「トーク」を押します
- 3 画面右上の「+」を押します
- 4 QRコードスキャンを押します
- 5 右記のQRコードをカメラで読み取り、リンク先を開いて「追加」を押します

友だち追加
してね！



受付している手続き

- 住民票
- 税証明書
- 印鑑登録証明書
- 戸籍関係証明書
- 粗大ごみの回収申請
- のらっさの予約
- 集団検診予約
- 公民館予約

など



TOPICS 02

インフルエンザ予防接種および新型コロナウイルス予防接種助成のお知らせ

インフルエンザ予防接種助成

幼児・小学生、中学生、妊婦、高齢者のインフルエンザワクチン接種費用を一部助成します。対象となる方は、各医療機関が設定する金額から2,000円引きで接種を受けることができます。

●助成の対象となる方

- (1) 幼児・小学生（生後6か月～12歳） ※1人2回まで
- (2) 中学生（13歳～中学3年生） ※1人1回まで
- (3) 妊婦（母子手帳の交付を受けた妊婦） ※1人1回まで
- (4) 高齢者など ※1人1回まで

①65歳以上の方

②60歳～64歳の方で、心臓・じん臓・呼吸器の機能の障がい、H I Vによる免疫機能の障がいを持ち、身体障がい者手帳1級に相当する方

※1回目接種時点で12歳の中学生は、1人2回まで

※2歳～中学3年生は経鼻ワクチンも対象。1人1回まで

●助成内容 1回につき2,000円を助成

●助成対象の接種期間

10月1日(休)～令和9年1月31日(日)まで

※医療機関によって対応期間は異なります。

新型コロナウイルス予防接種助成

高齢者の新型コロナワクチン接種費用を一部助成します。対象となる方は、通常16,000円前後かかるところ定額4,500円で接種を受けることができます。

●助成の対象となる方

高齢者など ※1人1回まで

①65歳以上の方

②60歳～64歳の方で、心臓・じん臓・呼吸器の機能の障がい、H I Vによる免疫機能の障がいを持ち、身体障がい者手帳1級に相当する方

●助成内容 自己負担額4,500円

●助成対象の接種期間

10月1日(休)～令和9年3月31日(休)まで

※医療機関によって対応期間は異なります。



市内指定医療機関

事前予約が必要な場合があります。

医療機関名	電話	インフルエンザ				新型コロナウイルス
		幼児・小学生	中学生	妊婦	高齢者など	高齢者など
碓ヶ関診療所	45-2780			○(※)	○	○
いとう外科内科クリニック	57-5850	○	○	○	○	○
おのえ診療所	43-5885	○	○	○	○	
葛川診療所	55-2404		○		○	○
須藤医院	44-3100	○	○	○	○	○
花田医院	57-3528	○	○	○	○	○
平川診療所	44-3101		○		○	○
ふくしまクリニック	43-1215	○	○		○	
まるも泌尿器科内科クリニック	43-0901		○		○	

(※) かかりつけ医の確認必須

予防接種による健康被害の救済

予防接種は感染症を予防するために重要ですが、副反応による健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こる場合があります。極めてまれなものですがなくすことはできないことから、救済制度が設けられています。予防接種の種類によって、救済先、救済給付の種類などが異なります。

助成対象となる方のうち、生活保護受給中の方へ

住所地に無料接種券を送付しますが、他市町村から受給している方や最近受給を開始した方で、上記の助成対象となる方は無料接種券を送付しますのでご連絡ください。

指定医療機関以外で接種を希望する方へ

事前申請が必要となります。詳しくは下記までお問い合わせください。

詳細は、市ホームページをご覧ください。



インフルエンザ



新型コロナウイルス



TOPICS 03

国民健康保険・後期高齢者医療保険にご加入のみなさまへ

●医療機関は適正に受診しましょう

過度な受診や薬の服用は、医療費が高額になったり、身体への負担がかかることにも繋がります。日ごろから自分の体調に目を向けて予防をしたり、次のポイントを押さえて医療機関を受診することなどを心がけましょう。

1 重複受診をやめましょう

同じ病気で複数の医療機関を受診することにより初診料や検査料がかかり、医療費が高額になります。また、何度も検査や処置、投薬などを行うことで、体に負担がかかることがあります。

2 多剤服用（ポリファーマシー）に気をつけましょう

単に服用する薬の数が多いことではなく、多くの薬を服用しているために、副作用を起こしたり、きちんと薬が飲めなくなったりしている状態をいいます。処方される薬が6種類以上になると、副作用などを起こしやすくなるといわれています。

薬を飲んでいて、めまいやふらつき、食欲低下や物忘れなどの症状がある場合は、勝手に薬をやめたり減らしたりせず、必ず医師や薬剤師に相談しましょう。



3 かかりつけ医をもちましょう

かかりつけ医をもつと、体質や持病を理解したうえで助言してくれたり、必要に応じて専門医を紹介してくれたりするので安心です。

4 かかりつけ薬局をもちましょう

かかりつけ薬局をもつと、薬歴（薬の服用記録）管理や飲み合わせによる副作用の防止、多剤処方による健康被害のリスク軽減など、健康管理をサポートしてくれます。

5 お薬手帳を活用しましょう

お薬手帳を作って記録しておけば、薬の重複や飲み合わせのトラブルを未然に防ぐことができます。また、複数のお薬手帳は**1冊にまとめて管理**しやすくしましょう。

6 上手にセルフメディケーションしましょう

セルフメディケーションとは、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」です。日ごろから自分の健康状態と生活習慣をチェックし、ちょっとした体調不良の際に、**OTC医薬品（薬局などで市販されている薬）**を上手に使って自分自身で健康の維持や病気の予防・治療にあたりましょう。

OTC医薬品の購入費用はセルフメディケーション税制による所得控除の対象となる場合があります。詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

●「第三者行為」で負傷した場合はまず連絡を！

平川市国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方が、交通事故や暴力など**第三者（自分以外の人）の行為**で**負傷**したり**病気**になったりした場合でも、**資格確認書等を使って治療**を受けることができます。

しかし、その治療費は本来加害者が負担するべきものですので、一時的に立て替え払いし、後日、加害者にその治療費を請求することになります。届出が必要となりますので、第三者の行為で負傷して、資格確認書等を使って治療を受ける場合は、必ず税務課国保係まで速やかにご連絡ください。

「第三者行為」に該当する事例

- ・交通事故（バイクや自転車によるものも含む）
- ・不当な暴力や傷害行為によるケガ
- ・購入食品や飲食店などでの食中毒
- ・他人のペットなどによるケガ
- ・他者所有の建物での設備の欠陥などによる事故
- ・スキーやスノーボードなどの接触事故 など



※医師の診察を受ける際は、第三者行為によるケガなどであることを伝えてください。

※加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると資格確認書等が使えない場合があります。示談を結ぶ前にご連絡ください。

※自損事故や業務中の事故の場合もご連絡ください。

〔問合せ〕 税務課 国保係 ☎55-5328（本庁舎2階4番窓口）

パブリックコメントを実施します



市選挙管理委員会では、以下の計画案をまとめましたので、市民の皆様から広く意見や提案を募集するため、パブリックコメント（意見公募手続き）を実施します。

令和9年4月執行予定の青森県議会議員一般選挙からの実施を予定しております。

案件1 投票区（投票所）の見直しについて

投票区（投票所）の見直し案を以下のとおりまとめました。

【現 行】			
投票区	投票所の名称	名簿登録者数	投票区域（行政区）
第1区	平川市食産業振興センター	1,893人	藤野、平成、南田町 荒田、小和森
第2区	大光寺コミュニティセンター	2,755人	大光寺、光城、本町
第6区	平川市立柏木小学校（体育館）	2,167人	石郷、柏木町、向陽



【見直し案】			
投票区	投票所の名称	名簿登録者数	投票区域（行政区）
第1区	平川市役所 本庁舎	3,509人	藤野、平成、南田町 石郷、柏木町、向陽
第2区	大光寺コミュニティセンター	3,306人	大光寺、光城、本町 荒田、小和森
第6区	平川市立柏木小学校（体育館）		廃止

案件2 選挙日当日の投票時間の短縮について

選挙日当日の共通投票所を含むすべての投票所（24か所）の投票時間を下記のとおりとします。

【現 行】	
13、14、21、22、23投票区	7：00～19：00
上記以外の投票区	7：00～20：00
共通投票所	9：00～20：00



【見直し案】	
13、14、21、22、23投票区	7：00～18：00
上記以外の投票区	7：00～18：00
共通投票所	9：00～18：00

意見・提案の募集について

●募集期間 ～10月14日(水)

●閲覧方法

市ホームページまたは次の場所で資料を閲覧できます。

- ・選挙管理委員会事務局（本庁舎3階16番窓口）
- ・尾上総合支所 地域総務係
- ・碓ヶ関総合支所 地域総務係
- ・葛川支所 地域総務係

※閲覧は、土日祝日を除く8：15～17：00

●意見を提出できる方

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
- ・市内の事務所または事業所に勤務する方
- ・市内の学校に在学する方
- ・市に対して納税義務を有する方
- ・パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有する個人および法人その他の団体

●意見の提出方法

平川市パブリックコメント意見提出様式に、案件名のほか、氏名および住所（法人などの場合は名称および代表者名、所在地）などを漏れなく記入し、以下の方法でご提出ください。

意見提出様式は、市ホームページまたは閲覧場所ですぐ入手できます。

<郵送> 〒036-0104 平川市柏木町藤山25-6

平川市選挙管理委員会事務局 宛

<メール> senkyo@city.hirakawa.lg.jp

<FAX> 44-8619

<窓口へ持参> 選挙管理委員会事務局
（本庁舎3階16番窓口）

<平川市電子申請サービス>



案件1



案件2

●意見提出の際の注意点

- ・電話などの口頭ではお受けできません。
- ・記入漏れがある場合は受付できません。
- ・お寄せいただいたご意見について個別の回答はできません。

●結果の公表

氏名・住所を除き、結果を集約したものを市ホームページに掲載します。

【問合せ】 選挙管理委員会事務局 ☎55-5392（本庁舎3階16番窓口）